



令和2年6月30日
自動車局整備課

日本ニューホランド株式会社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から日本ニューホランド株式会社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

今般、日本ニューホランド株式会社より、平成22年4月以降、10台の農耕トラクタについて、道路運送車両法第78条に基づく自動車特定整備事業の認証を受けていない全国8事業場において、道路運送車両法第49条で規定されたトランスミッションを脱着するなど分解整備作業を実施していた旨報告がありました。なお、同社によれば、これらの作業に起因する不具合の報告はを受けていないとのことであり、また、認証を受けていない事業場で分解整備作業をした自動車については既に認証を受けている整備工場で安全確認を実施しております。

このため、本日、国土交通省より日本ニューホランド株式会社に対し、次の事項について実施するとともに、令和2年7月31日までに実施状況について報告するよう指示しました。

1. 認証を受けていない事業場については、認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
2. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

※ 農耕トラクタのうち、「大型特殊自動車」に該当するものについて特定整備を事業として営む場合には、道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証が必要。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 田路、姉川

代表：03-5253-8111（内線42428）

直通：03-5253-8600

FAX：03-5253-1639

未認証分解整備実施状況

メーカー名	未認証分解整備 実施事業者	①未認証分解整備 実施拠点数 ／全拠点数	①のうち、自動車 整備士が存在する 拠点数	未認証の事業 場で分解整備 を行った台数	うち、リ コール実 施台数	対象車種、主な作業内容
日本ニューホランド㈱	興部事業所等	8 / 50	7 / 8	10台	-	農耕用トラクタ ・トランスミッションの脱着



(参考)

「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第 49 条に規定)

自動車特定整備事業を經營しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。(道路運送車両法第 78 条に規定)

国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第 3 条] (特定整備の定義)

分解整備の例

